

日南市立飫肥中学校いじめ防止基本方針  
(改訂版)

# 日南市立飫肥中学校いじめ防止基本方針

## はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況がみられる。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「日南市立飫肥中学校いじめ防止基本方針」として定めるものである。

## もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	2
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめへの対処	2
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のための組織	3
2	いじめの防止等に関する措置	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	いじめの早期発見	4
(3)	いじめに対する措置	4
(4)	ネット上のいじめへの対応	6
3	その他の留意事項	7
(1)	組織的な指導体制	7
(2)	校内研修の充実	7
(3)	校務の効率化	7
(4)	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	8
(5)	地域や家庭との連携について	8
(6)	関係機関との連携について	8
4	重大事態への対処	8
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	9

【参考】資料1～5

# 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

## 2 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行う。

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努める。
- いじめを受けている生徒をしっかりと守る。
- いじめはどの子ども、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 本校からのいじめの一掃を目指す。

### (1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための未然防止の取組が最も重要であると考えます。そこで、本校では、教育活動全体を通して「いじめは決して許されない」ことの理解を発達段階に応じて促し、豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度などを育む。また、自己有用感や自己肯定感を味わわせ、規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることに継続的に取り組む。

### (2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・迅速な対応である。日頃から、生徒の言動に留意するとともに、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることも認識し、何らかのいじめのサインを見逃すことなく、早期の対応に努める。

### (3) いじめへの対応

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に組織的な対応を図る。また、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、事案に応じては関係機関とも連携する。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置する。  
毎週火曜日を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

#### 【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、  
その他必要に応じてスクールカウンセラー、スクールアシスタント

#### 【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定

### 2 いじめの防止等に関する措置 ※資料1、2参照

#### (1) いじめの防止

##### ア 生徒が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設定する。

- 各種体験学習の実施
- 専門委員会での話し合い活動の実施
- ボランティア活動の推進

(イ) いじめへの理解や過去の事例について、生徒が学ぶ機会を設定する。

- 人権週間の実施
- いのちの教育週間の実施
- 生徒会による文化発表会や体育大会など学校行事での企画提示

##### イ 教職員が主体となった活動

(ア) 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。

- 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
- 職員相互の授業研究会の実施

(イ) 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、生徒に寄り沿った相談体制づくりを行う。

- 教育相談週間の設定（5月、11月、2月）

(ウ) 教科や道徳、学級活動の時間等を中心として、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育む。

- 教科や道徳、学級活動の時間等を中心とした人権教育、情報モラル教育の時間設定
- 外部講師による講演会の実施

(エ) 保護者や地域との連携を図り、家庭・地域ぐるみでいじめ防止へ取り組む。

- P T A 総会での学校の方針説明
- 学校通信を活用した、いじめの防止活動の報告
- 学校公開（オープンスクール）の実施
- 地域連携会議の開催

(2) いじめの早期発見

ア いじめられた生徒の発するサイン、いじめた生徒が発するサインを、教職員及び保護者で共有する。

- 生徒の発する具体的なサインの作成と共有 ※資料 3、4 参照

イ 定期的に教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。

- 教育相談週間の設定
- いじめの相談窓口の周知
- 生徒からの相談や聴き取りについては、生徒が希望する教職員やスクールカウンセラー等が対応できる体制の構築

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施する。

- 学校独自のアンケート（学校生活アンケート）の予告と実施（毎月）
- 県下一斉のアンケートの実施

エ いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、日頃から生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号などのサインを見逃さないようアンテナを高く保ち、教職員間の情報共有に努める。

- 職員会議での情報の共有
- 進級時の情報の確実な引き継ぎ
- 過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置

※資料 5 参照

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- 被害者生徒を守り通す姿勢を持つ。

イ 情報の共有

- アの情報を受けた生徒指導主事は、いじめ不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図る。
- 学校の定めた方針にしたがって情報を適切に記録する。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定する。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告する。
- 生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任する。
- 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護

者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

## エ 解決に向けた指導及び支援

- いじめ不登校対策委員会の委員や学年職員と連携して速やかに組織的な対応に努める。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- 事実関係が把握された時点で指導及び支援方針を決定する。変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で決定する。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意する。

### **いじめられた生徒とその保護者への支援**

#### 【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ◇ 安全・安心を確保する。
- ◇ 心のケアを図る。
- ◇ 今後の対策について、共に考える。
- ◇ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ◇ 温かい人間関係をつくる。

#### 【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ◇ じっくりと話を聞く。
- ◇ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ◇ 親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。

### **いじめた生徒への指導又はその保護者への支援**

#### 【いじめた生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導する。

- ◇ いじめの事実を確認する。
- ◇ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ◇ いじめられた生徒の苦痛に気付かせる。
- ◇ 今後の生き方を考えさせる。
- ◇ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

#### 【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ◇ 生徒や保護者の心情に配慮する。
- ◇ いじめた生徒の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。

◇ 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

◇ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。

◇ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。

◇ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

**いじめが起きた集団への働きかけ**

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成する。

◇ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める。

◇ 自分の問題として捉えさせる。

◇ 望ましい人間関係づくりに努める。

◇ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

才 関係機関への報告

○ 校長は市教育委員会への報告を速やかに行う。

○ 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

力 継続指導・経過観察

○ いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできないため、「いじめに係る行為が止んでいること」「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくともこの2つの要件が満たされていることを確認する体制を整え、一部の教職員のみでなく、組織的に判断する仕組みづくりに努め、見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。特に「止んでいる」期間は少なくとも3ヶ月を目安とする。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

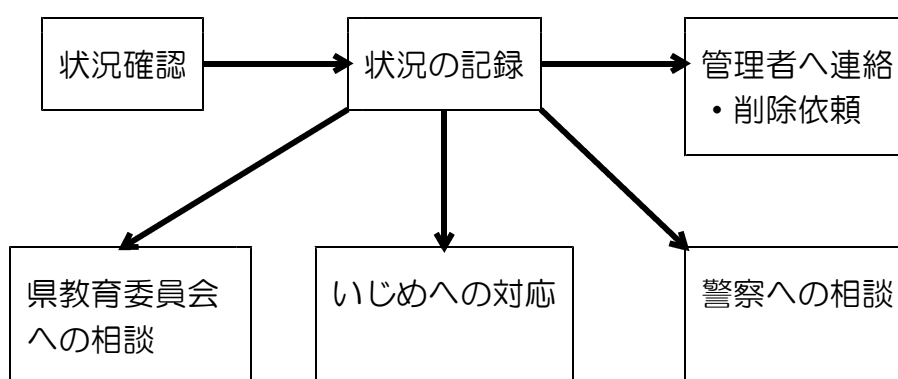
イ ネットいじめの予防

○ 生徒及びその保護者に対し、インターネット上のいじめは、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性などにより、拡散した情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず多くの人々に多大な被害を与える可能性があること、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることなどを理解させた取組を行う。

- インターネット上のいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、PTA総会や特別活動などを通じた情報モラル教育等の必要な啓発活動を行う。
- 携帯電話やインターネット利用に係る実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施する。
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

#### ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

### 3 その他の留意事項

#### (1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

#### (2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。

#### (3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。



- (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実  
いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。
- (5) 地域や家庭との連携について  
より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進により、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) 関係機関との連携について  
いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をする。
- ① 教育委員会との連携
    - ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
    - ・関係機関との調整
  - ② 警察との連携
    - ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
    - ・犯罪等の違法行為がある場合
  - ③ 福祉関係との連携
    - ・スクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への依頼）
    - ・家庭の養育に関する指導・助言
    - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
  - ④ 医療機関との連携
    - ・精神保健に関する相談
    - ・精神症状についての治療、指導・助言

#### 4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。
- 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
    - ・生徒が自殺を企図した場合
    - ・身体に重大な傷害を負った場合
    - ・金品等に重大な被害を被った場合
    - ・精神性の疾患を発症した場合
  
  - 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
    - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
    - ・連続した欠席の場合は、学校の判断により迅速に調査に着手する。

- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。  
また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。